

地銀協住宅ローン団信制度

連生団信

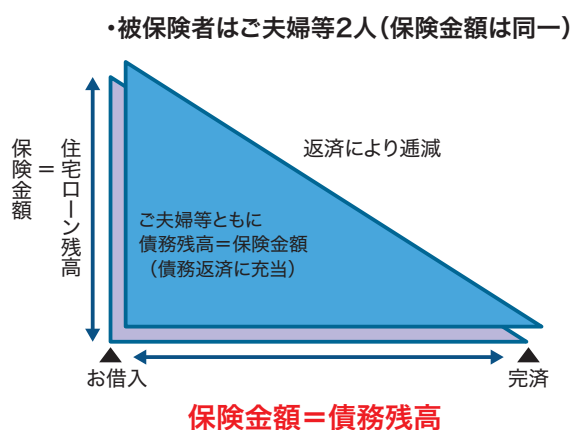
連生団信は連帯債務者であるご夫婦等2人で
ご加入いただけます。

ご夫婦等のどちらかが
死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、
または余命が6ヵ月以内と判断されるとき

住宅ローン残高が **0円**

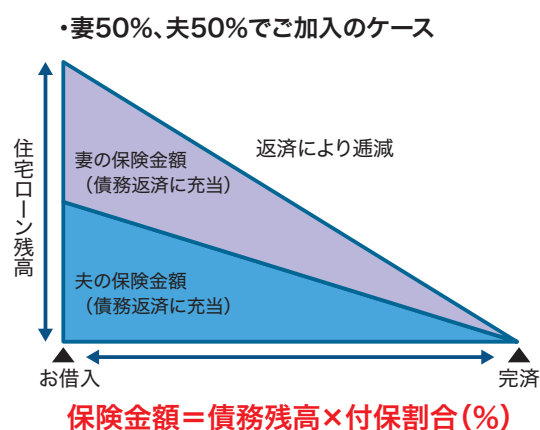
■連生団信のイメージ

「連生団信」の場合



ご夫婦等のどちらかが死亡または所定の高度障害状態に
なられた場合、住宅ローンは完済となります

付保割合設定の場合



付保割合に応じた保険金が支払われるため債務の
一部が残ります

ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる方のうち、加入可能な年齢かつ事務幹事会社にご加入を承諾した方
なお、連生を利用する場合は、新たにご融資を受けられるご夫婦等のお2人ともについて、所定の年齢の
範囲内であること、かつ、事務幹事会社の加入承諾が必要です。
※連生を利用できるご夫婦等とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方、内縁関係にある方または
同性パートナー関係にある方、親子、兄弟姉妹等です。

②加入手続

融資が実行される日までに「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、告知の内容によっては医師の
診断書等を追加してご提出いただくことがあります（診断書取得にかかる費用はお客さま（加入申込者）
にご負担いただきます）。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

一般社団法人全国地方銀行協会 住宅ローン団信制度(連生用)の概要

保険名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行(以下、「銀行」といいます)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に記載のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が債務の返済に充当されます。 なお、賦払債務者が複数の場合は、主たる賦払債務者1名でのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名でのご加入も可能です(※1)。 ■連生の取扱いについて ・同一の債務に対して連帯して債務を負う2名で債務残高を保険金額とする被保険者を連生被保険者(連帯債務)といいます。 ・ご夫婦等で同一の債務に対して連帯債務者となられる場合を「連生」といいます(以下:連生)。 ・ご夫婦等のそれぞれが所定の加入条件を満たした場合に連生を利用してのご加入も可能です(※2)。 ・ご夫婦等のいずれかの被保険者が保険期間中に「3. 保険金のお支払いについて(P3～4)」に記載のお支払事由に該当された場合に、その被保険者の住宅持分にかかわらず、債務残高に対して保険金が支払われます。 (※1) 付保割合を設定した複数名でのご加入については、取り扱いをしていない銀行もあります。 (※2) 保障開始日以降は加入形態の変更(例:単独加入→連生)はできません。 (※3) 2020年7月1日以降に債務引受等により中途増額した部分、または分割融資のうち2020年7月1日以降に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されます。2020年6月30日以前に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されておりません。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」、「地銀協引受緩和団信制度」および「地銀協事業者向団信制度」を通算して3億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して2億円となります。 限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。
お支払事由	●死亡保険金・・・保険期間中に死亡されたとき ●リビング・ニーズ特約・・・保険期間中に、余命が6ヵ月以内と判断されるとき(※) (※) 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。 ●高度障害保険金・・・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
保険金が支払われない場合	(1) 保障開始日(※)から1年以内に自殺されたとき (※) 保障開始日は、融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。なお、分割融資または教育ローンの初回融資実行分の保障開始日は初回融資実行日、追加融資実行分の保障開始日はそれぞれの追加融資実行日となります。 (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。) (5) 告知義務違反による解除 「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります(お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります)。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として保険金をお支払いできないことがあります。 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。 (7) 重大事由による解除の場合 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。 (8) 連生を取り扱うとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・ご夫婦等のうち、いずれかの被保険者について保険金を支払い、その支払後に連生被保険者の他の被保険者が死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ・また、連生の被保険者である2名のいずれか1人が上記事由によりこの保険契約が解除等となった場合、解除等以後、残存する被保険者について連生の取り扱いは行ないません。 (9) 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
保障開始日	融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
この契約からの脱退事由	・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・保険金のお支払事由に該当されたとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・所定の年齢に達したとき ■連生の取扱いについて ・いずれかの被保険者が保険金のお支払事由に該当した場合には、もう1人の被保険者は脱退となります。 ・いずれかの被保険者が年齢超過等で脱退となった場合には、もう1人の被保険者については、上記脱退事由に該当するまでは被保険者としての保障が継続します。

<ご注意>この「一般社団法人全国地方銀行協会 住宅ローン団信制度(連生用)の概要」は、住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。